

【相談支援専門員】実務経験一覧の根拠法及び対象事業（施設）

第1号（相談支援の業務）

記号	実務経験記載施設等	詳細・該当事業（施設）等	根拠法令等
ア	一般相談支援事業、特定相談支援事業	指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所	障害者総合支援法第5条第18項
	障害児相談支援事業	指定障害児相談支援事業所	児童福祉法第6条の2の2第6項
	旧障害児相談支援事業	障害児相談支援事業	児童福祉法（改正前）第6条の2第1項
	身体障害者相談支援事業	身体障害者相談支援事業	身体障害者福祉法（改正前）第4条の2第1項
	知的障害者相談支援事業	知的障害者相談支援事業	知的障害者福祉法（改正前）第4条
	居宅介護支援事業	居宅介護支援事業所	介護保険法第7条第24項
	介護予防支援事業	地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所 ※介護予防サービス計画の作成や計画に基づく関係事業者との調整業務を行う職員	介護保険法第8条の2第16項
イ	児童相談所	児童相談所	児童福祉法第12条第2項
	身体障害者更生相談所	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉法第11条第2項
	精神障害者地域生活支援センター	精神障害者地域生活支援センター	精神保健及び精神障害福祉に関する法律（改正前）第50条の2第6項
	知的障害者更生相談所	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉法第12条第2項
	福祉に関する事務所 （市町村役場、福祉事務所、保健所）	市町村役場、福祉事務所、保健所	社会福祉法第14条第1項
ウ	障害者支援施設	施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設	障害者総合支援法第5条第11項
	障害児入所施設	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設	児童福祉法第7条第1項
	老人福祉施設	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター	老人福祉法第5条の3
	精神保健福祉センター	精神保健福祉センター	精神保健及び精神障害福祉に関する法律第6条第1項
	救護施設	身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設	生活保護法第38条第2項
	更生施設	身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設	生活保護法第38条第3項
	介護老人保健施設	要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設	介護保険法第8条第28項
介護医療院	要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設	介護保険法第8条第29項	
エ	病院・診療所	病院・診療所	健康保険法第63条第3項
オ	障害者職業センター	障害者職業総合センター、広域障害者職業センター、地域障害者職業センター	障害者雇用促進法第19条第1項
	障害者就業・生活支援センター	障害者就業・生活支援センター（通称：なかばつセンター）	障害者雇用促進法第27条第2項
カ	障害児（者）地域療育等支援事業	知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設（入所・通所）、知的障害者授産施設（入所・通所）等	3障害一元化前（平成18年10月以前）の事業
	市町村障害者生活支援事業	市町村及び市町村の委託を受けた以下の施設等 ①身体障害者更生施設等リハビリテーション施設 ②身体障害者療護施設等生活施設 ③身体障害者福祉センター、身体障害者デイサービスセンター等機能訓練実施施設 ④障害者に対する相談・援助活動を実施している社会福祉協議会等	3障害一元化前（平成18年10月以前）の事業
	地域包括支援センター	地域包括支援センター	介護保険法第115条の46第1項
	被災者の心のケア支援事業	右記①に基づく事業のうち被災者の心のケア支援事業 右記②に基づく事業 右記③に基づく事業	①東日本大震災に係る宮城県障害者自立支援特別対策事業実施要綱 ②東日本大震災に係る宮城県被災者心のケア支援事業実施要綱 ③精神障害者アウトリーチ推進事業（震災対応型）実施要綱
	日常生活自立支援事業	みやぎ地域福祉サポートセンター、各地域福祉サポートセンター、仙台市権利擁護センター（通称：まもりーぶ）	社会福祉法第2条第3項12 ※「福祉サービス利用援助事業」という名称で定義

【相談支援専門員】実務経験一覧の根拠法及び対象事業（施設）

第2号、第3号（介護等の業務）

記号	実務経験記載施設等	詳細・該当事業（施設）等	根拠法令等
ア	障害者支援施設	施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設	障害者総合支援法第5条第11項
	障害児入所施設	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設	児童福祉法第7条第1項
	老人福祉施設	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター	老人福祉法第5条の3
	介護医療院	要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設	介護保険法第8条第29項
	療養病室関係病室	病院又は診療所の病室であって療養病床にかかるもの	医療法第7条第2項第4号
イ	障害福祉サービス事業	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を行う事業所	障害者総合支援法第5条第1項
	障害児通所支援事業	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業所	児童福祉法第6条の2の2第1項
	老人居宅介護等事業	・65歳以上で、身体上または精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある方に対して、自宅で入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活に関する相談・助言等の支援をする事業 ・介護保険法上の訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、第一号訪問事業が該当	老人福祉法第5条の2第2項
ウ	病院・診療所・薬局	病院・診療所・薬局	健康保険法第63条第3項
	訪問看護事業所	訪問看護事業所	健康保険法第89条第1項
エ	身体障害者療護施設	身体障害者療護施設	身体障害者福祉法（改正前）
	身体（知的）障害者授産施設	身体（知的）障害者授産施設（入所、通所）	身体障害者福祉法（改正前）、知的障害者福祉法（改正前）
	身体（知的）障害者福祉ホーム	身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設	身体障害者福祉法（改正前）、知的障害者福祉法（改正前）
	身体障害者福祉センター	身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設	身体障害者福祉法（改正前）
	知的障害者デイサービスセンター	要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設	知的障害者福祉法（改正前）
	知的障害者通勤寮	要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設	知的障害者福祉法（改正前）
	精神障害者社会復帰施設	精神障害者社会復帰施設	精神保健福祉法（改正前）
	（市町から補助金又は委託金により運営されている）小規模作業所	公的な補助金または委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長による実務経験の証明が可能な場合	法定外